特定労務管理対象機関の指定について

1 概要

令和6年度(2024年4月)以降、医療機関に勤務する医師の時間外労働が 上限水準(年間の時間外・休日労働時間が960時間)を超える医師がいる医療 機関は、医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた後、県から特定労務管 理対象機関の指定を受ける必要がある。

<特例水準>年1,860時間を上限

特例水準	機関名称	やむを得ず長時間従事させる必要がある業務
В	特定地域医療提供機関	救急医療
		居宅等における医療
		地域において当該医療機関以外で提供する
		ことが困難な医療
連携B	連携型特定地域医療提供機関	医療提供体制の確保のために必要と認めら
		れる医師の派遣
C — 1	技能向上集中研修機関	臨床研修・専門研修
C-2	特定高度技能研修機関	高度な技能の修得のための研修

2 医療審議会の役割

【医療法第113条第5項】

県は特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、<u>医療審議会の意</u> 見を聴かなければならない。

3 申請医療機関

- 1 富山大学附属病院(B水準、連携B水準、C-1水準)
- 2 厚生連高岡病院(B水準)
- 4 医療機関勤務環境評価センターによる評価 富山大学附属病院及び厚生連高岡病院ともに、下記1の評価

<全体評価結果の体系>

- 1. <u>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、</u> 労働時間短縮が進んでいる。
- 2. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、 労働時間短縮が進んでいない。
- 3. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、 医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
- 4. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、 医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
- 5. 労働関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)に関する 医療機関内の取組に改善の必要がある。